		農地	法 第	3 条	の規定し	Z	よる許	可申請:	書		
農業委員	員会会長	殿						平成	年	月	日
					譲渡	人					(FI)
					譲受	人					
したいの		法第3条第			借による権利 使用収益権(許可を申請し						間)
 申請者		氏 名		年齢	 職業					 听	
譲渡人										· · · · · · · · ·	
 譲受人											
		うレオス十	地の託在	-	- 地の登記車で記れ	日主は	がたけし ナノゼ・	\ \.\\			
2 許可を受けようとする土地の 土地の所在・地番			<u> </u>	面積	対値	価、賃料等の額 (円)			所有権以外の使用収益権 設定されている場合		
制材名	字	地番	登記簿	現況	(m²)		コ/ 10a 当たりの額	現所有者が登 簿と異なる場		権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
						[/10a]	[]		
						[/10a]	[]		
						[/10a]	[]		
						[/10a]	[]		
1 1	時期 (、又は移転給付の種類			かの内容) ②対 	価		为期間(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1)
申請人訂正欄 担当者確認			 認欄			許可権者訂	正欄				
申請。	人訂止欄		1 1.	※漢数字を使用する ※申請人は記			入しない ※申請人は記入しない 字抹消 字挿入 字抹消				
※漢数		5 字抹消	1	が申請人に 字挿	記入しない	七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二					* /_ ///

[教示] 裏面を読んでください。

様式第1号の1 (裏面)

「注意事項」

「2許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。

「教示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った 日から6か月以内(裁決があったことを知った日の翌日から起算します。)に、市町村を被告と して(訴訟において市町村を代表とする者は農業委員会となります。)、提起することができま す(なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっ ても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを訴えを提起することができます。この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「記載要領」

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「3権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

農業委員会会長 殿

譲渡人 本部 太郎

譲受人 本部 花子



その他使用収益権(



したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。)

1 申請者の氏名等

申請者	氏 名	年齢	職業	住 所
譲渡人	本部 太郎	60	農業	本部町字東○○番地
譲受人	本部 花子	45	農業	本部町字東〇〇番地

2 許可を受けようとする土地の所在地等(土地の登記事項証明書を添けしてください。)

土地の所在・地番		地目		面積	対価、賃料等の額	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		
市町村名	字	地番	登記簿	現況	(m²)	(円) [10a 当たりの額	現所有者が登記 簿と異なる場合	権利の種 類、内容	権利者の氏名 又は名称
本部町	東	00	畑	畑	1,000	[15,000 / 10a]	[]		
						[/10a]	[]		
						[/10a]	[]		
						[/10a]	[]		

- 3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
 - ① 時期(**許可後 平成〇〇年〇〇月から**) ②対価(
- ③ 賃借料等の給付の種類および額(年間 15,000円) ④契約期間(10年間

	·	LI				
申請人訂正欄	担当者確認欄	許可権者訂正欄				
※漢数字を使用する	※申請人は記入しない	※申請人は記入しない				
字挿入 字抹消	字挿入 字抹消	字挿入 字抹消				
押印申請人印		年 月 日 訂正・再交付				